

## 特定家庭用機器廃棄物の 再商品化等料金改定のお知らせ

平成 28 年 4 月 1 日より再商品化等料金(家電リサイクル料金)を改定いたしますので、特定家庭用機器再商品化法第 20 条第 1 項の規定に基づき公表いたします。

### □ 料金改定の内容

品目	改定料金
家庭用ルームエアコン	972 円(税抜 900 円)

### □ 改定料金の適用について

- 改定料金は次のいずれかに該当するものに適用いたします。
  - 家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成 28 年 3 月 31 日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成 28 年 4 月 1 日以降のもの。
  - 家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成 28 年 3 月 31 日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成 28 年 5 月 1 日以降のもの。
- この料金は、1 台当たりであり、全国同一の料金です。
- この料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

三菱電機株式会社